

いじめ防止等に係る基本方針

静岡県立下田高等学校（定時制）

第1章 いじめに関する基本的な事項

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）に基づき静岡県立下田高等学校定時制（以下「本校」と称す）におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめの防止等」という）についての基本的な考え方や具体的な対応等について規定するとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 学校評価における取組み目標及び成果目標

取組み目標	すべてに優先する安心安全な学校づくり
成果目標	いじめアンケート（安心安全な学校づくりアンケート）を年間3回実施し、いじめの積極的な認知を行うとともに、重大事態の発生件数を0にする。

3 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- (2) 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- (3) わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) 金品をたかられる。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (7) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。

4 いじめの理解

本校教職員と生徒及び関係者は、いじめについて以下のように理解し、共通の認識を持つ。

- (1) いじめは、いかなる理由があろうとも、人間として絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第2章 組織の設置

本校ではいじめ防止等を実効的に行うために、以下の組織を設置する。

1 組織の名称「いじめ対策委員会」

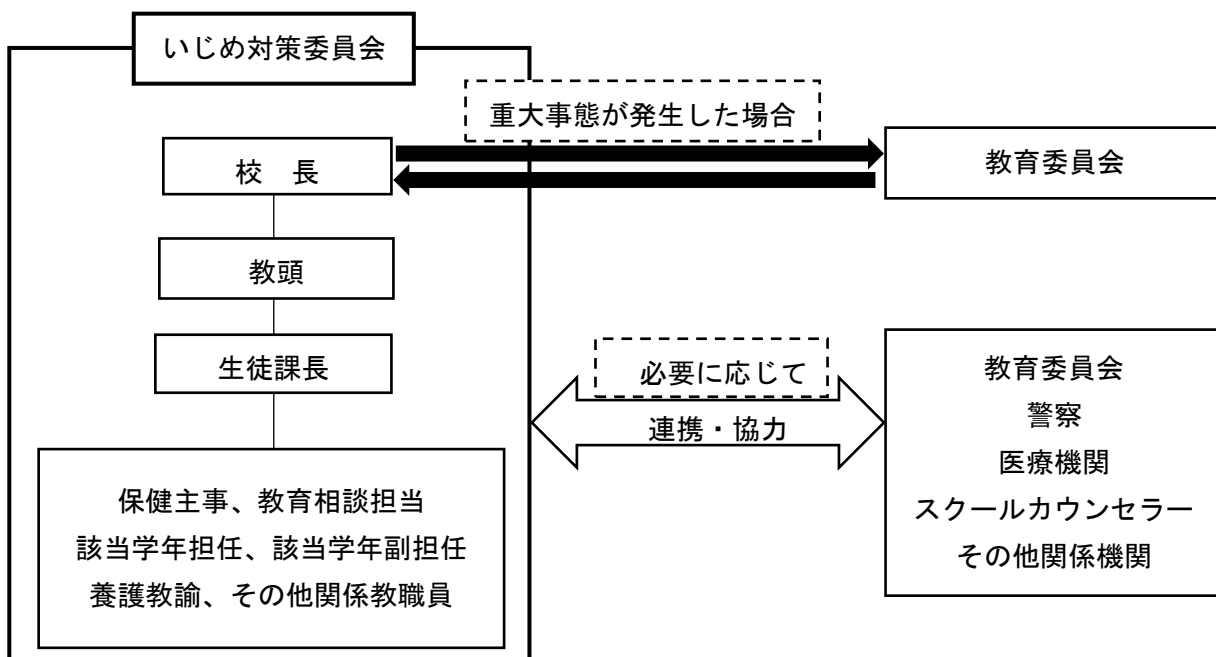
＜委員長＞校長

＜委員＞教頭、生徒課長、保健主事、教育相談担当、該当学年担任、副担任、養護教諭、その他関係教職員

2 委員会の役割

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定と教務課（研修担当）との連携
- (3) いじめ防止等に係る校内及び校外の関係機関との連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の策定と検証
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) いじめが発生した場合の指導や支援、対応方針の決定と保護者との連携
- (9) 重大な事態が発生した場合の外部専門家の招聘を含むプロジェクトチームの編成

3 委員会組織図



第3章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

2 いじめ防止のための措置（別紙「いじめ防止に関する年間指導計画」参照）

(1) いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて共通理解を図る。
- イ 生徒に対する「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動の中で道徳教育や人権教育を充実させる。
- イ 生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる能力を涵養する。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア 勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえた生徒指導を充実する。
- イ 分かりやすい授業づくり、授業展開を心掛け、生徒の勉強へのストレスを軽減する。
- ウ 教育活動の中で、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりの推進を図る。
- エ 教職員による不適切な認識や言動に注意し、いじめを助長しない指導を行う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ア 生徒の自己有用感や自己肯定感を育むため、授業や学校行事などの機会をとらえ、生徒への積極的な声掛けを行う。
- イ 普段から生徒一人ひとりの様子を観察し、有効に声掛けを実施する。

(5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒の主体的活動として、HR活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

(6) 広報・啓発

- ア 本基本方針の策定に当たっては、地域の関係団体に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努める。
- イ 策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(7) 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

(8) 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるため、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する必要がある。また、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。また、生徒や保護者に対しては日ごろから相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

2 いじめの早期発見のための措置（別紙「いじめ防止に関する年間指導計画」参照）

(1) 担任及び学年部による生徒の状況の把握

不登校傾向、人間関係をうまく構築できない孤立傾向のある生徒の把握やストレス等による生徒の心の状態を把握し対応に努める。

(2) アンケート調査

いじめの実態把握のためのアンケート調査を実施する。（安心安全な学校づくりアンケート）

(3) 生徒との面談

担任による個人面接や長期休業中の三者面談などにより、いじめを早期に把握するよう努める。

(4) 保護者との面談

学級懇談会、三者面談などにより、保護者からのいじめの情報を把握するよう努める。

(5) 相談体制の整備

ア 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。

イ 担任や副担任の連携により、生徒が日ごろから相談しやすい雰囲気を醸成する。

ウ いじめ関連での生徒による保健室や教育相談室の利用を促進する。

エ 「24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310（なやみ言おう）」、「子どもの人権 110番（フリーダイヤル 0120-007-110）」などの活用の周知を行う。

(6) 個人情報の取扱い

教育相談等で得た生徒個人情報の保護や対外的な取扱いでの適切な運用を徹底する。

第5章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、速やかに「いじめ対策委員会」を中心とした関係組織で対応すること、被害生徒を守ること、加害生徒への指導方法、保護者・関係機関との協力などに配慮する必要がある。

2 いじめへの具体的な対応

(1) いじめを発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合

(ア) その場でいじめの行為を止め、いじめを受けた生徒の安全を確保する。

(イ) いじめた側の生徒を確認し、事情を聴取る。

イ いじめの通報を受けた場合

(ア) 通報を真摯に傾聴し、通報をしてきた生徒・保護者の安全を確保する。

(イ) いじめた側の生徒を確認し、事情を聴取する。

ウ 発見・通報を受けた教職員の対応

(ア) 職員は、直ちに生徒課長や教頭にいじめの発見や通報を報告する。

(イ) 生徒課長や教頭は、速やかに「いじめ対策委員会」を招集する。

エ 「いじめ対策委員会」の対応

(ア) 生徒課等と連携して、速やかに関係生徒から事情を聴取し、いじめの有無の確認を行う。

(イ) 担任や学年主任により、被害生徒・加害生徒の双方の保護者へ連絡する。

(ウ) 事実確認の結果、いじめと断定できる場合は、校長が県教育委員会に報告する。

(エ) いじめが犯罪行為として認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合も、所轄警察署に通報する。

(2) いじめられた生徒と保護者への支援

ア いじめられた生徒への対応

(ア) 事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒には一切責任ないと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。

(イ) 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去し、生徒の安全を確保する。

(ウ) 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意する。

イ いじめられた生徒の保護者への対応

(ア) 保護者には速やかに事実関係を伝達する。

(イ) 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去し、生徒の安全を確保する。

(3) いじめた生徒への指導

ア いじめた生徒への対応

(ア) 事実関係を聴取し、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせるよう図る。

(イ) 生徒指導案件として「生徒課」で審議し、生徒指導を行う。

(ウ) いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

(エ) いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

イ いじめた生徒の保護者への対応

(ア) 保護者には速やかに事実関係を伝達する。

(イ) 事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を要請する。

(ウ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮できるよう保護者に協力を求める。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる指導を行う。

(ア) いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう促す。

(イ) はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを生徒自らが自覚できるような指導を実施する。

(ウ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を涵養する。

(5) ネット上のいじめへの対応

ア 名誉棄損やプライバシー侵害等のネット上の不適切な書き込みは、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダーに削除を要請する。

イ 削除要請においては、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を依頼する。

ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を要請する。

(6) いじめの解消

ア いじめが「解消している」状態とは、以下の通りである。

(ア) いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでいる。

(イ) いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない。

※いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

第6章 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂（令和6年8月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

1 「重大事態」の定義

いじめによる「重大事態」とは、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

(1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例 ・自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」とは年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

その際、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

3 重大事態の調査

県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会または本校のもとに「いじめ対策委員会」を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、事実関係の調査を行う。

4 情報の提供

県教育委員会または本校はいじめを受けた生徒及びその保護者に調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。なお、本校が調査及び情報の提供を行う場合は県教育委員会の指導に従う。

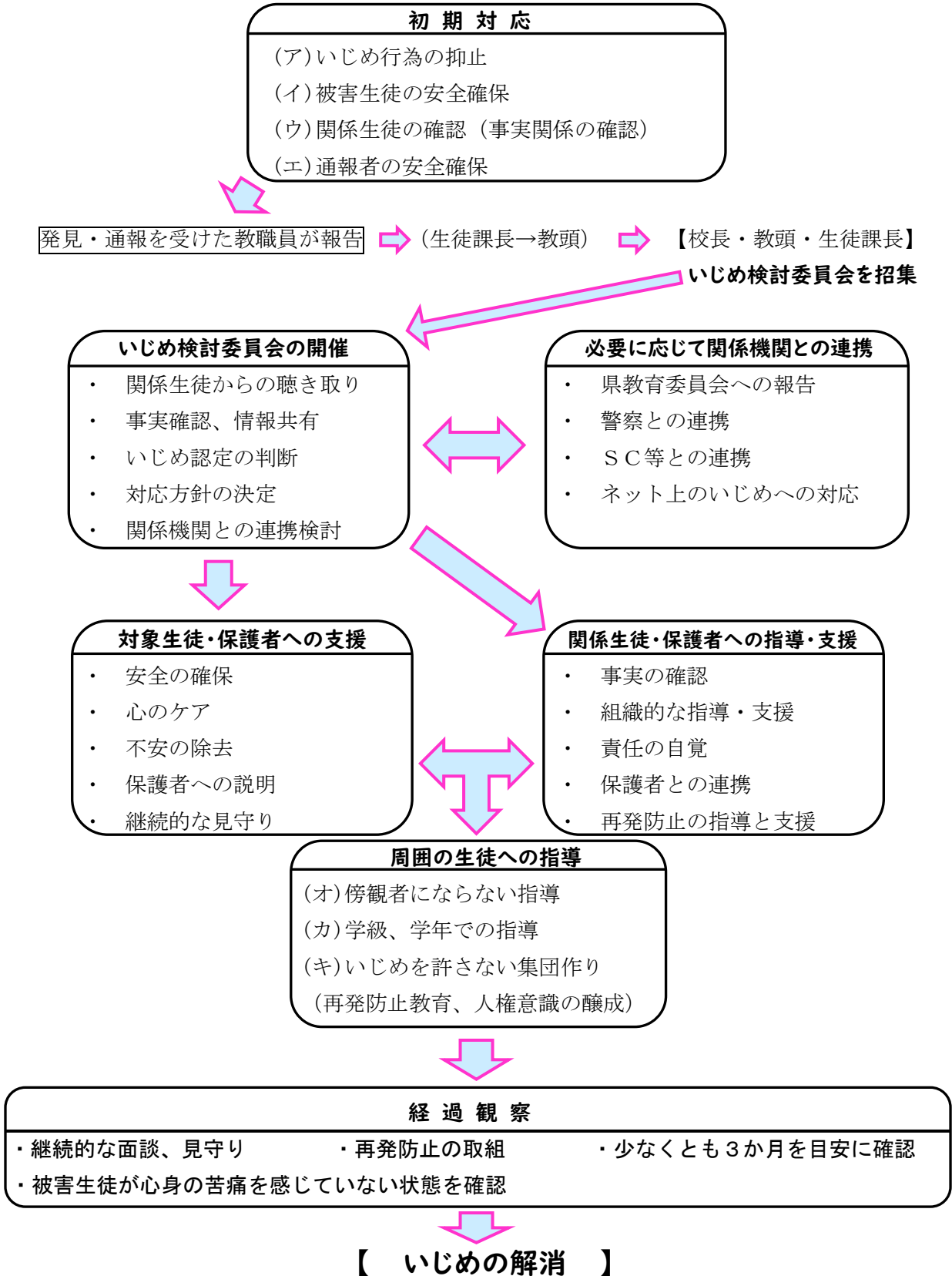
5 報道への対応

情報発信・報道対応については、県教育委員会の指導の下、個人情報保護に配慮し、窓口を一本化して正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルなどがなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりするところのないように留意する。

いじめ対応フロー図

【いじめの発見・通報】

(教職員・生徒・保護者・外部からの情報)



重大事態対応フロー図

■いじめの疑いに関する情報

法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者へ報告

■重大事態の発生

重大事態の発生を学校の設置者に報告

重大事態とは・・・

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

■調 査

⇨学校の設置者が調査主体を判断

【学校が調査主体の場合】

学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- ☑学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ☑調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ☑いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- ☑調査結果を学校の設置者に報告
- ☑調査結果を踏まえた必要な措置

【学校の設置者が調査主体の場合】

- ☑設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

第7章 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

1 いじめ防止等の反省及び修正

いじめ対策委員会において、年度末にいじめ防止等に係る反省を行い、その結果に基づき実施計画の修正を行う。

2 いじめ防止等の数値の検証と次年度の計画の策定

いじめ対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数など、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に当該年度の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

3 学校評価による取組み改善

本基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

平成26年4月1日 施行平成31年4

月1日 改定

令和7年4月1日 改定

(別紙) 静岡県立下田高等学校定時制課程 いじめ防止等に関する年間指導計画 (令和8年度版)

	生徒対象	教員対象
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・新入生オリエンテーション ・工芸教室①② ・SCミニ面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 (年間指導計画の確認) ・「いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足 ・工芸教室③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地区中高生徒指導主事連絡協議会 (地区全体の連携強化・情報交換等)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・樟耀祭 (文化の部) ・生活体験文作成 ・進路研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事研修会 (各校の現状・指導方法等情報交換) ・人権教育担当者研修会 (各校の実践報告・情報交換等)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・グッドマナー (交通安全) 講習会 ・薬学健康講座 ・校内生活体験文発表大会 ・いじめアンケートの実施 (安心安全な学校づくりアンケート) ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地区学校警察連絡協議会、賀茂地区生徒指導研究協議会 (警察との連携・各校の現状、情報共有等) ・いじめ対策委員会、職員会議 (取組状況報告・検証) ・定時制通信制教育研究会生徒指導主事研修会
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・マナー講座、主権者教育 ・社会人講話、座談会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・ライフスキル講座 ・合同文化祭準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地区生徒指導研究協議会 ・生徒指導推進事業心を育む地域連携研修会 (賀茂地区中高教職員対象)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会企画① ・人権講座 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会企画② ・修学旅行 ・いじめアンケートの実施 (安心安全な学校づくりアンケート) 	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地区学校警察連絡協議会、賀茂地区生徒指導研究協議会 ・いじめ対策委員会、職員会議 (取組状況報告・検証)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・東部合同文化祭 ・「道」(生徒会誌)作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート ・学校自己評価
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 (安心安全な学校づくりアンケート) 	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂地区生徒指導研究協議会 ・学校保健委員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会、職員会議 (年間取組み検証と年間計画作成)

各県立学校長 様

教育政策課長

いじめ及びいじめの重大事態への適切な対応について（依頼）

このことについて、「いじめ防止対策推進法」及び令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく学校の適切な対応を確認するため、下記のとおり、リーフレットを作成しました。

については、校内の教職員に周知するとともに、リーフレットの活用に配慮願います。

記

1 送付物

リーフレット「「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた初期対応について～いじめの重大事態を防ぐために～」

2 リーフレットの内容

- ・いじめの重大事態の捉え方について
- ・いじめの重大事態に至るまでに見られる事例
- ・重大事態として早期対応しなかった事例
- ・改めて確認したい事項について

3 リーフレットの活用方法（例）

- ・職員会議等の中で内容を共有する。
- ・校内研修の際の参考資料とする。
- ・自校の「学校いじめ防止基本方針」見直しの際の参考資料とする。

担 当 人 権 ・ 教 員 育 成 班 電 話 番 号
054-221-3133

「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた初期対応について～いじめの重大事態を防ぐために～

静岡県教育委員会 令和6年11月

1

趣旨

いじめに関する内容について、連日テレビや新聞、SNS等に取り上げられ、いじめに対する世間の関心は非常に高い。平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」におけるいじめや重大事態の定義は浸透してきているものの、なお、全国各地で、学校や教職員、教育委員会のいじめに関する対応についての報道が続いている。いじめを受けた児童生徒の思いを受け止めるとともに、これまで以上に「いじめ防止対策推進法」の理解と保護者への丁寧な対応が求められている。

そこで、改めて「いじめ防止対策推進法」及び令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、いじめ及びいじめの重大事態への適切な対応について確認する。

2

いじめの重大事態の捉え方について

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」の第28条で規定されている。

【いじめ防止対策推進法】(平成25年9月)

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号(生命心身財産重大事態)の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- リストカットなどの自傷行為を行った場合
- 暴行を受け、骨折したり歯が折れたりした場合
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）、当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した場合

法第28条第1項第2号（不登校重大事態）の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合などには、30日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

3

いじめの重大事態に至るまでに見られる事例

各学校では、児童生徒や保護者からいじめの申し出があると、聞き取り調査や関係児童生徒への指導を行うなど、いじめの解消に向けて取り組んでいる。その一方で、初期対応のつまずきから、保護者との良好な関係を築くことが難しくなり、いじめの解消に向けた取組が進まず、いじめの重大事態に至ってしまうことがある。

（例1）管理職への報告がされないと…

保護者からいじめの相談があった際、学年主任には報告して対応したが、管理職へは報告・相談していなかった。

☞ 保護者が管理職へ確認した際、情報が共有されていないことがわかると、組織として対応してもらえなかったと感じ、学校への不信感につながる。

（例2）学校いじめ対策組織で対応しないと…

いじめの発生について、管理職へ報告・相談したが、学校いじめ対策組織で審議しないまま、「いじめの事実は確認できない（加害者とされる児童生徒に確認したが否定しているなど）」と、担任が保護者に回答した。

☞ いじめの認知について、学校いじめ対策組織で審議する。法的には、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」は「いじめ」に当たる（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）。いじめの訴えがあった場合、法（第23条）に則った対応が必要である。組織的な対応がなされないと、担任批判へつながってしまうことがある。

（例3）保護者と継続的に情報を共有しないと…

児童生徒や保護者からいじめの申し出があり、当該児童生徒のために様々な支援や配慮を行っていたが、児童生徒とのみ話し合いながら対応し、保護者へ連絡をしなかった。

☞ 当該児童生徒から保護者に情報が伝わらない場合もある。その結果、保護者が「学校は何も対応してくれなかった」と感じる場合があり、トラブルになりやすい。

4

重大事態として早期対応しなかった事例

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版 P12）

（例4）欠席日数が30日になっていないけれど…

児童生徒が連続して欠席する直前にクラスメイトとの間でトラブルがあったことを学校は把握していたが、欠席日数が30日に至らないとして重大事態として取り扱わなかった。欠席日数が30日を越えてから重大事態として調査を行い、登校できない背景としていじめがあると分かったが、当該児童生徒はその後学校に登校することとはなかった。

☞ 不登校重大事態は、欠席日数が年間30日であることを目安としているが、いじめが要因で児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(例5) 保護者から重大事態の申立てがあったら…

児童生徒や保護者から、「いじめの重大事態として扱ってほしい」という申立てがあったが、その時点では学校が「重大事態とはいえない」と考え、重大事態として対応しなかった。

☞ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして学校の設置者へ報告する。

5

改めて確認したい事項について

- (1) 教職員は、児童生徒や保護者から、いじめの申立てがあった場合は、その思いを受け止め、寄り添う姿勢を大切にし、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要である。その上で、管理職へ報告し、学校いじめ対策組織で審議する。学校全体で情報を共有し組織的に対応する。
- (2) 児童生徒や保護者からのいじめの申立てに対して、学校が行ったこと(調査、指導、助言、会議、カウンセリング等)は、保護者へ確実に連絡し、学校と保護者が連携して対応していく姿勢を示す。また、記録を残しておく。
- (3) 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、速やかに学校の設置者へ報告する。

下田高校定時制では、各学期末に「いじめに関するアンケート調査」を行っています。そのことに加えて、HRや授業中、または部活動などの生徒とかかわる場面では、様子が変わりだとか、日ごろと少し違うなどといった些細な変化に注意して指導に当たってください。また、必要に応じて、話を聞くなどして、いじめやそれにつながる可能性がある場合は情報共有や報告を適切に行い、素早い対応を心がけましょう。

下田高校【教職員の生徒指導に係る共通ルール】（確認事項）

1 児童生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS 等私的ツールの使用について【前提】

- 児童生徒と電話番号、メール、SNS 等の連絡先を交換することを禁止する。
- 教職員と児童生徒の間で、携帯電話やメール、SNS 等の私的ツールを使用した連絡は全面禁止とする。

※「児童生徒」には、自校の生徒、部活動等で関わりのある生徒、および卒業生（18 歳未満等）を含む。

(1) 平日における連絡

- 児童生徒への連絡は、本人ではなく自宅固定電話または保護者の携帯電話に行う。連絡が取れない場合のみ、学校の電話から本人の携帯電話へ連絡する。
- 児童生徒からの連絡は、学校の固定電話にするよう指導する。

(2) 休日等における連絡（学校指定ツールの活用）

- 連絡が必要な場合は、Google Classroom 等の「学校指定ツール」を使用する。これらは必ず第三者（管理職・主任・課長・副担任・副顧問等）を確認者として設定し、1 対 1 の密室状態を作らないこと。
- 私的ツールによるやりとりは、いかなる場合も一切行わない。

2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について

- (1) 面談や相談に、私的ツール（電話・メール・SNS 等）は使用しない。
- (2) 原則として校内、または保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- (3) 教職員個人で対応せず、組織的に情報を共有し透明性を高める。
- (4) やむを得ず 1 対 1 で実施する場合は、密室を避け、窓や扉を開ける等の配慮をし、あらかじめ管理職や他の教職員に伝えておく。

3 教職員の自家用車への、児童生徒の乗車について

- 原則として、教職員の自家用車に、児童生徒を乗車させない。ただし、生徒の安全・人命に関わる緊急時等は除く。

4 教育活動における撮影機器の使用について（新設）【方針】原則として学校所有の公的端末を使用する

- (1) 児童生徒を撮影する際は、学校所有のデジカメ（2 台教頭保管）や貸与パソコン（一人一台端末等）や貸与 iPad を使用する。撮影の際は、許可証（管理職横に保管のネームタグ）を着用し、許可を得ていることを明示する。
- (2) 私的端末（個人のスマホ等）の使用は、管理職が許可した場合（広報活動や教育活動に支障が出る場合等）に限定する。撮影の際は、許可証（管理職横に保管のネームタグ）を着用し、許可を得ていることを明示する。
- (3) 私的端末で撮影したデータは、直ちに学校サーバーへ保存し、第三者の確認のもと私的端末から完全に削除する。
- (4) データは管理職指定の共有ドライブ（学習系ファイルサーバー）に保存し、個人のクラウドサービス（個人の Google ドライブ等）には保存しない。
- (5) 端末に関わらず、撮影時には児童生徒・保護者に対し、撮影の意図や目的を明確に示す。

5 その他

上記ルールで対応できない状況が発生した場合は、速やかに管理職の許可を得て対応する。

施行実施日：令和8年4月6日